

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2009年7～8月号 (Vol.33)

2009年8月20日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェットロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/> も併せてご利用ください。

《 特許 》

新法文化された医薬品の補完保護証に関する規則が発効へ
フィンランド米特許審査ハイウェイ試行開始に合意
日ハンガリー特許審査ハイウェイ試行開始に合意
英国知的財産庁, 商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果を公表
英国知的財産庁, 特許関連手数料の改定に関する意見募集を開始
英国知的財産庁, 特許権の効力に関する試験研究の例外についての意見募集の結果を公表
欧州特許庁, IEEE規格協会と覚書を締結
ドイツ, 特許無効及び職務発明手続の簡素化に関する改正特許法等を施行へ

《 意匠・商標 》

英国知的財産庁, 商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果を公表

《 模倣品・海賊版対策 》

英国知的財産庁, 知財犯罪レポートを公表
欧州委員会, EU国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2008 を公表

《 特許情報・電子出願 》

ドイツ特許商標庁, 2008 年年報を公表
フランス産業財産庁, 2008 年年報公表
アイルランド特許庁, 2008 年年報公表

《 その他 》

欧州特許庁長官の公募開始

欧州委員会、独占禁止法に係る製薬業界調査に関する最終報告書を公表

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター産業財産権調査員(川俣・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

《特許》

新法文化された医薬品の補完保護証に関する規則が発効へ

欧州連合（EU）は、6月16日付け官報において、新法文化された医薬品の補完保護証に関する規則（EC No 469/2009）を公表した。EUでは、現在、医薬品の補完保護証に関する規則（EC No 1768/92）が発効しているが、この現行規則は破棄され、新規則（EC No 469/2009）に置き換わる。今回の新法文化は、現行規則の発効からこれまで多数の改正がなされてきたことを受けた法文明瞭化を目的としており、実質的な内容変更はなされていない。新規則の発効はEU官報掲載から20日後と規定されているため、7月6日から発効となる。

（EUでの検討経緯）

2008年6月17日	欧州委員会提案採択（COM(2008)369 final）
2008年10月21日	欧州議会第一読会にて採択
2009年4月6日	EU司法・内務理事会第一読会にて採択

— 6月16日付け官報掲載の新規則は、以下参照 —

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:152:0001:0010:en:PDF>

— EUでの検討経緯の詳細は、以下参照 —

http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=en&DosId=197124

フィンランド米特許審査ハイウェイ試行開始に合意

フィンランド特許庁（NBPR）は、6月29日、米国特許商標庁（USPTO）との間において特許審査ハイウェイ（PPH）試行を開始する旨プレスリリースを行った。PPH試行は7月6日より開始し、期間は1年間（延長可。申請数が多いときは短縮可。）。NBPRにとってのPPH試行開始は、日本国特許庁（JPO）との試行に続いて2つ目。

— NBPRによるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.prh.fi/en/uutiset/P_1.html

日ハンガリー特許審査ハイウェイ試行開始に合意

ハンガリー特許庁 (HPO) は、6月30日、同日にハンガリーの首都ブダペストにおいて、鈴木日本国特許庁 (JPO) 長官とベンゼル HPO 長官が特許審査ハイウェイ (PPH) 試行の合意文書に署名した旨プレスリリースを行った。PPH 試行は8月3日より開始する。HPO にとって、PPH 試行合意は今回の JPO との合意が初めて。また、JPO にとって PPH 試行合意に達した欧州の知財庁は、英国、ドイツ、デンマーク、フィンランド、オーストリアに次いでハンガリーが6つ目となる。

— HPO によるプレスリリースは、以下参照 —

http://www.hpo.hu/English/hirek/hirek_200907301304_1.html

英国知的財産庁、商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果を公表

[こちら](#)を参照。

英国知的財産庁、特許関連手数料の改定に関する意見募集を開始

英国知的財産庁 (UKIPO) は、7月20日、特許関連手数料の改定に関する意見募集を開始した。意見提出の締切りは、10月12日。2006年の「知財に関するゴアーズ・レビュー」(Gowers Review of Intellectual Property) において、「英国特許庁の料金体系を見直し、実際のオペレーションに見合ったものとする。」との提言がなされた。この提言に沿って、今回の意見募集が行われている。

本提案内容は、以下のとおり。

- (1) 調査手数料等の値上げ
 - ・ 調査手数料：100ポンド→200ポンド
 - ・ 審査手数料：70ポンド→150ポンド
 - ・ 国際出願の調査手数料：80ポンド→160ポンド
- (2) 電子出願の場合の調査手数料及び審査手数料の減額幅増加：10ポンド(※)→30ポンド。
- (3) 15を超える請求項数である場合、16個目以降の1請求項当たりの追加手数料(20ポンド)を導入。
- (4) 5年目以降の更新手数料の値上げ(5年目20%増～20年目50%増)。長期になるほ

- ど増加率を大きくしていることが特徴。
- (5) 異議申立手数料 (50 ポンド) は維持しつつ、争いがあり 審理継続が必要な場合は追加手数料 (350 ポンド) を支払う制度の導入。
 - (6) PCT 受理官庁関連手数料の値上げ
 - ・ WIPO 事務局等への転送手数料 : 55 ポンド→75 ポンド
 - ・ 優先権回復請求手数料 (150 ポンド) の導入
 - (7) 特許・意匠・商標に関する登録事項変更手数料 (50 ポンド) の導入。なお、現在は、商標権者の登録変更のみ 50 ポンドの手数料がかかっている。

※7月6日公表の商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果において、電子出願の場合の10ポンド減額が決定されていた (10月1日に施行)。

— UKIPO の本意見募集に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20090720.htm>

— 本意見募集の HP は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/pro-policy/consult/consult-live/consult-fees.htm>

— 本意見募集本文は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/consult-fees.pdf>

— 7月6日公表の商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果については、以下参照 —

http://www.jetro.de/j/IP/News/20090708_UKIPO_Trademark_Patent_Service_Fee_Regulation_Revision.pdf

— ゴアーズ・レビューについては、欧州知的財産ニュース 2006年11～12月号 (Vol.16) 第24頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

英国知的財産庁、特許権の効力に関する試験研究の例外についての意見募集の結果を公表

英国知的財産庁 (UKIPO) は、7月20日、特許権の効力に関する試験研究の例外 (patent research exception) についての意見募集の結果 (Summary of Responses) を公表した。製薬業界団体 (日本製薬工業協会を含む)・植物育成団体・大学・公的研究機関・特許弁護士の団体又は個人などから35件の意見が提出された。本意見募集は、ゴアーズ・レビュー (Gowers Review of Intellectual Property) の提言を背景に、2008年7月7日～11月7日に行われ、同年9月24日及び10月1日には本意見募集の一環として公聴会も開催された。本意見募集

の結果の概要は、以下のとおり。

- ・ 試験研究の例外は、主に製薬業界、植物育成業界に関連している。したがって、その他の業界への想定外の影響を防ぐため、製薬業界、植物育成業界に向けられた法改正はできるだけ制限したものとすべきである。また、現行の試験研究の例外規定が英国の研究開発を制限しているとの主張に沿った明確な証拠は提出されなかった。
- ・ 明確な証拠は挙げられなかったが、試験研究の例外の明確化は有用であり、明確化のためのガイダンス作成に賛成との意見が大多数を占めた。特に、特許専門家でない研究者へ向けたものが有用であるとの意見があった。また、ガイダンスは法的効果がないものなので、ガイダンス作成には裁判官に参加してもらうべきとの意見もあった。
- ・ リサーチ・ツールに関する特許についての意見は、以下のような2つの意見に分かれた。一方は、リサーチ・ツールに関する特許は研究を阻害するものであり、他方は、そのような証拠はないとするものであった。

今回公表された資料には、この結果に基づいて UKIPO がどのような施策を行うかについて何ら記載がなされていない。しかし、近い将来、この結果に沿った形での法改正・ガイダンス作成がなされると予想される。

— 本意見募集の結果は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/response-patresearch.pdf>

— 公聴会については、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/pro-policy/consult/consult-closed/consult-closed-2008/consult-patresearch-discuss.htm>

— 本意見募集については、欧州知的財産ニュース 2008年7～8月号 (Vol.27) 第4～5頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_027.pdf

欧州特許庁、IEEE規格協会と覚書を締結

欧州特許庁 (EPO) は、7月23日、米国電気電子学会 (IEEE) 規格協会 (IEEE-SA : (The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. – Standards Association)) と覚書を締結したことを公表した。ファン・デア・アイク EPO 副長官代行 (法務・国際担当) とゴーマン IEEE-SA 事務局長により署名が行われた。この覚書は、標準と知的財産について両機関の協力関係を強化することを目的とするもの。

覚書において、両機関は、技術と標準に関する知識、情報及びドキュメンテーションを共有し、標準と知的財産の問題に関する教育について協力することに合意した。今後、IEEEは、関連する全ての IEEE-SA の作業部会への EPO の関与を促進させていく予定。

EPO にとって今回のような覚書は初めてのケースである。EPO は、今後、他の規格団体である国際電気通信連合 (ITU : the International Telecommunication Union) や欧州電気通信標準化機構 (ETSI : the European Telecommunications Standards Institute) とも同様の覚書を締結していきたいとしている。

(参考)

- ・ 米国電気電子学会 (IEEE) : 米国ニュージャージー州を本拠とする非営利団体。主に、通信・情報工学・発電の技術分野が専門。
- ・ 国際電気通信連合 (ITU) 標準化を主業務とする国連の専門機関。
- ・ 欧州電気通信標準化機構 (ETSI) : 欧州における電気通信産業に関する非営利の標準化機関

— EPO の本件に関するプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2009/20090723.html>

ドイツ、特許無効及び職務発明手続の簡素化に関する改正特許法等を施行へ

ドイツ連邦政府は、8月4日、特許無効及び職務発明手続の簡素化に関する特許法等の改正についてのドイツ連邦官報を公表した。施行日は10月1日。また、改正内容は、下記のとおり (既報済)。

(裁判所における特許無効手続の簡素化)

- ・ 連邦特許裁判所 (第一審) において、準備手続において十分に議論されていない重要な事項について、裁判官は当事者に対して議論を促すことが可能となる。
- ・ 連邦通常裁判所 (=最高裁判所) (控訴審) においては、専門家の指名を例外とする。旧法では、専門家の指名に時間がかかっており、訴訟長期化の原因となっている。
- ・ 控訴審においては、第一審の判断に誤りがなかったか否かについて判断することとなる。旧法においては、新たに事実認定から審理を行っている。
- ・ 控訴審の平均審理期間は、この改正法により、現在の約4年から半減すると期待。

(職務発明手続の簡素化)

- ・ 発明に関する訴訟のうち、職務発明関連が約80%を占める。
- ・ 雇用者が発明を放棄しない限り、従業員から雇用者への発明の通知から4ヶ月後に、自動的にその発明が雇用者に譲渡されたと擬制する。なお、従業員はその発明の補償金請求権を有する。

本件審議経緯は、以下のとおり。

2008年10月15日 閣議決定
2009年5月28日 連邦議会通過
2009年7月10日 連邦参議院通過
2009年7月31日 大統領署名・成立

— 本件に関するドイツ連邦司法省のHPは、以下参照（ドイツ語） —

<http://www.bmj.de/patentrechtsmodernisierung>

— 本件に関する官報は、以下参照（ドイツ語） —

http://www.bmj.de/files/-/3833/gesetz_modernisierung_patentrecht_bundesgesetzblatt.pdf

— 本件の閣議決定については、欧州知的財産ニュース 2008年9～10月号 (Vol.28) 第5頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_028.pdf

《 意匠・商標 》

英国知的財産庁、商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果を公表

英国知的財産庁 (UKIPO) は、7月6日、商標・特許の料金・サービスに関する意見募集の結果を公表した。商標・特許弁護士の団体又は個人などから17件の意見が提出された。この結果が反映された商標規則2008 (Trade Marks Rules 2008)、特許規則2007 (Patent Rules 2007) は、10月1日に発効する。意見募集の結果の概要は、以下のとおり。

- ・ 商標出願に関する早期支援サービス ("Right Start") を導入する (出願人は、出願料の半額を支払い、その後、送付された審査結果を見た上で審査を継続すると判断した場合に残りの半額を支払うことが可能となるサービス等)。
- ・ 電子出願の場合における減額を行う ("E-filing initiative")。

- 商標に関する出願料 (200 ポンド→170 ポンド)
 - 特許に関する出願料 (30 ポンド→20 ポンド)
 - 特許に関する調査請求料 (100 ポンド→90 ポンド)
 - 特許に関する審査請求料 (70 ポンド→60 ポンド)
- ・ 一連商標制度は維持 (一連商標とは本質的な部分が互いに類似している商標であり, それらの商標をまとめて1つの出願で出願可能。EU 加盟国では, 英国, アイルランドのみが有している制度。)。ただし, 一連商標制度の乱用防止のため, まとめて出願できる商標数を6つまでに制限し, 2つを超える場合, 1つの商標ごとに50ポンド加算される。また, 同様の理由により, 一連商標の分割規定を削除する。
 - ・ 商標の早期審査制度を維持するが, ある条件下 (通常審査とスピードが変わらない場合など) では中止可能とする。
 - ・ 商標の異議申立手数料の減額を行わない。
 - ・ 商標の異議申立手続き中の期間延長に関する手数料の増額 (50ポンド→100ポンド)

— UKIPO のプレスリリースは, 以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20090706.htm>

— 意見に対する回答は, 以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/response-feeservices.pdf>

— 本件に関する意見募集については, 欧州知的財産ニュース 2009年3～4月号 (Vol.31) 第13～14頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/news_031.pdf

《 模倣品・海賊版対策 》

英国知的財産庁, 知財犯罪レポートを公表

英国知的財産庁 (UKIPO) は, 6月25日, 知的財産犯罪レポート 2008-2009 (2008-2009 IP Crime Report) を公表した。このレポートは, 政府機関, 知財権者及び産業界の協力の下, UKIPO が組織した「国家知財犯罪対策グループ (IP Crime Group)」が取りまとめたもので, 知財犯罪の現状とそれに対する具体的取組みについて多くの実例に基づき幅広く記載されている。レポートの公表は 2007年12月以来のものであり, 興味深い記載・事例は以下の通り。

【概要】

- ・ 英国における知財犯罪に起因する損害額は13億ポンドにのぼり、うち9億ポンドが犯罪組織に流れているとの報告があることを紹介。
- ・ 知財意識の高まりや検察の研修の結果、2002年犯罪収益没収法（2007Proceeds of Crime Act 2002）に基づく執行による没収額は、2003-2004年度は5,450万ポンドであったのが、2007-2008年度には1億3,570万ポンドへ増加。
- ・ 知財犯罪に適切に対応し被害を大幅に減少させるためには、全ての関係者が継続的に協力することが重要。

【デジタル知財犯罪】

- ・ デジタル知財犯罪の種類は違法コピーからファイル交換まで広範に及び、インターネットの普及に伴い、取引がより早く簡単に行われるようになってきている。
- ・ 2009年の初めにロンドンで、ロンドン市警、首都警察及び著作権盗難防止連盟(FACT)の共同イギリスで過去最大規模の精巧なDVDの海賊盤製造工場が摘発された。捜査の結果、420のDVD録画機、約6万枚の録画済DVD及び3万8千枚の空のDVD等が押収された。

【物理的知財犯罪】

- ・ 模倣品の流通経路として、従来の市場やガレージセールなどに加えて、インターネット・オークションが急速に広がりつつある。インターネット上の取引の場合、相手の特定が困難なことが捜査を困難にしている。
- ・ バーミンガム州取引標準局（Birmingham Trading Standards Service）の担当官は、当局にとって過去最大規模となる約300万ポンド相当のスポーツウェアを押収した。このような数と額に上る模倣品が存在したこと自体が、問題の深刻さを反映する結果となった。

【知財犯罪の影響】

- ・ 知財犯罪は、高利益で低リスクの犯罪として麻薬や銃器の密輸等の犯罪組織の収入源と考えられており、人的被害が生じるわけではないものの、深刻な害悪を与えるとの認識が広がりつつある。
- ・ 日用品、飲食物、電気製品などの模倣品は、人体に対する安全に関わるものであり、看過できない。
- ・ エセックス州取引標準局の担当官は、2008年7月16日、小売価格が90～110ポンドのところ35ポンドで販売されていたストレート・ヘア・アイロンを押収した。この商品は感電や火傷の危険性があった。

－ レポート全文は、以下参照 －

<http://www.ipo.gov.uk/ipcreport08.pdf>

－ 前回公表された「知財エンフォースメントレポート 2007」については、「欧州知的財産ニュース 2007年11-12月号 (Vol.14) p.5 参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

欧州委員会、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2008 を公表

欧州委員会は、7月9日、EU 国境における知的財産権エンフォースメント報告書 2008 (Report on Community Customs Enforcement of Intellectual Property Right; Results at the European Border - 2008) を公表した。2008年の特徴は、差止件数は2002年以来引き続き漸増傾向であったのに対して、差止点数は2倍以上に増加した点。また、差止の理由について、点数が急増したDVDやCDの影響を受け、前年に比べて特許権侵害の割合が急増した。

報告書の主なポイントは以下のとおり。

- ・ 差止件数は49,381件であり、2007年の43,671件に比べ13%増（増加傾向は2002年から継続）。特に増加した分野は以下のとおり。
 - 玩具：+136%
 - 電気機器：+58%
 - 医薬品：+57%
 - パーソナルケア製品：+42%
- ・ 差止点数は約17,800万点であり、2007年の約7,900万点に比べて126%増。特に増加した分野は以下のとおり。
 - DVD：+2600%
 - 医薬品：+118%
 - たばこ：+54%
- ・ 差止点数が最も多かったのはCD/DVDの約7,900万点（全体の44%）。次いで、たばこ（23%）、衣料品・アクセサリ（10%）が続く。
- ・ 差し止めの理由（点数ベース）は、従来商標権侵害が大半を占めていたところ、点数の多かったDVDやCDの影響を受け、2008年は特許権侵害の割合が前年の5%から43%へと急増（商標は92%から55%へと減少）。
- ・ 市民の健康や生命に危害が及ぶ可能性のある製品は、食品・飲料、パーソナルケア製品、医薬品及び玩具など2,000万点、全体の11%に及ぶ。
- ・ 産業界との協力も継続的に発展している。産業界からの知財侵害被疑品申請は約

13,000件(2007年は約10,000件)であり、差止件数の約8割を占めている。

- ・ 全体として、中国は依然として知財侵害品最大供給国であり、差止点数の54%を占める。しかし、分野によってはそうでない場合もあり、食品・飲料ではインドネシアが、たばこではアラブ首長国連邦が、医薬品ではインドが最大供給国。
- ・ 2009年1月30日になされたEUと中国との合意に沿って、統計データの交換、主要港間の税関専門官のネットワーク構築、他の行政執行機関及び産業界との連携を強化していく。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1106&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/327&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ EU国境における模倣品・海賊版差止報告書2008全文は、以下参照 －

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/2009_statistics_for_2008_full_report_en.pdf

◀ 特許情報・電子出願 ▶

ドイツ特許商標庁、2008年年報を公表

ドイツ特許商標庁(DPMA)は、2008年年報(Jahresbericht 2008)を公表した。

◆ 総出願件数

特許：62,417件(前年比2.3%増)(直接出願及びPCT国内移行出願を足したもの。)

実用新案：17,067件(前年比5.6%減)

商標：73,903件(前年比3.0%減)

意匠：48,238件(前年比11.2%減)

◆ 国籍別特許出願件数

1位：ドイツ	49,240件	5位：韓国	904件
2位：米国	4,279件	6位：フランス	210件
3位：日本	3,511件	7位：オランダ	97件

4位：スイス 1,103件 8位：英国 76件

◆企業別特許出願件数

1位：ボッシュ（独）	2,645件	4位：GM GTO（米）	994件
2位：シーメンス（独）	1,741件	5位：デンソー（日）	716件
3位：ダイムラー（独）	1,279件	6位：バイエルシェ・ニチレン・ヴェルケ（独）	632件
		6位：コンチネタル・オートモーティブ（独）	632件

50位以内の日本企業として、トヨタ（23位，197件），三菱電機（35位，141件）がある。

◆その他

- ・ 特許審査請求件数：38,470件（前年 39,228件），うち出願同時請求は24,714件。
- ・ 特許出願の査定件数：33,193件（前年比 3.2%減）
- ・ 特許登録件数：17,584件（前年比 3.5%減）
- ・ 特許滞貨件数：128,777件（前年 121,386件）
- ・ 総職員数2,500名（前年 2,501名）。在宅勤務者数は拡大され，約350名となった。

— 年報全文は，以下参照 —

http://www.deutsches-patentamt.de/docs/service/veroeffentlichungen/jahresberichte/jb2008_engl.pdf

フランス産業財産庁，2008 年年報公表

フランス産業財産庁は，2008 年年報を公表した。

— 年報全文は，以下参照 —

http://www.inpi.fr/fileadmin/mediatheque/images/parutions/INPI_RA2008.pdf

アイルランド特許庁，2008 年年報公表

アイルランド特許庁は，2008 年年報を公表した。

— 年報全文は，以下参照 —

<http://www.patentoffice.ie/GetAttachment.aspx?id=26d8af61-571b-4732-b24e-a7d2c60ef330>

◀その他▶

欧州特許庁長官の公募開始

欧州特許庁 (EPO) は、7月1日、EPO長官の公募を発表した。締切は9月15日。これは、EPO長官のポストが2010年7月1日に空席となることに伴うもの。

候補者には大学学位の取得と高度なマネジメントの経験を有し、過去の経歴における以下の事実を証明することを必要としている。

- ・特許制度及び国際機関に対する深い造詣
- ・近年の経営手法に関する包括的知識と実践的な適応力の証明
- ・優れたコミュニケーション能力、交渉力、及び聴取した意見を尊重する能力

また、特許実務の経験とEPOに関する知識を有することは有利に働くとしている。

EPO長官は、EPC第35条(2)に従い、投票した締約国数の4分の3の票を得た候補者がEPC第11条に基づく管理理事会の決議により選任される。任期は5年で、再選可能。

— EPOによるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/about-us/jobs/vacancies/other/p2010.html?update>

欧州委員会、独占禁止法に係る製薬業界調査に関する最終報告書を公表

欧州委員会競争総局は、7月8日、製薬業界調査に関する最終報告書 (Pharmaceutical Sector Inquiry Final Report) を公表した。報告書では、2008年11月公表の暫定報告書と同様に、新薬開発企業が、保有する特許などを用いてジェネリック医薬品 (先発医薬品 (新薬) の特許保護期間が満了した後に販売される先発医薬品同等の機能を有する後発医薬品) の市場参入を遅くする又はブロックするための手法を行っていたとして、製薬業界においては競争が阻害されていると報告している。

また報告書は、欧州特許制度について以下のような指摘を行っている。

- ・企業にとっての行政的なコスト負担及び法的不安定性の削減のため、共同体特許及び欧州統一特許訴訟制度を早期に設立すべき。約30%の特許訴訟が複数の欧州各国で並行に

行われており、11%のケースで矛盾する判決がなされている。ほぼ全ての利害関係者が早期成立を支持している。

- ・ 欧州特許庁 (EPO) が最近行っている高品質の特許を確保する及び手続きを速くする施策 ("raising the bar exercise") は歓迎すべきもの。この施策には、分割出願の時期的制限 (一次審査から2年以内) を決定したことも含まれる。

今回の報告書を受け、欧州委員会は、独占禁止法に基づいて、新薬開発企業とジェネリック医薬企業との和解内容への監視を含め、製薬業界への調査を強化する予定。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1098&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/321&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ 報告書の要約は、以下参照 －

http://ec.europa.eu/competition/sectors/pharmaceuticals/inquiry/communication_en.pdf

－ 報告書本文は、以下参照 －

http://ec.europa.eu/competition/sectors/pharmaceuticals/inquiry/staff_working_paper_part1.pdf

http://ec.europa.eu/competition/sectors/pharmaceuticals/inquiry/staff_working_paper_part2.pdf

－ 本件に関する欧州委員会競争総局のHPは、以下参照 －

<http://ec.europa.eu/competition/sectors/pharmaceuticals/inquiry/index.html>

－ 暫定報告書については、欧州知的財産ニュース 2008年11～12月号 (Vol.29) 第18～21頁参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_029.pdf

－ EPO の分割出願の時期的制限については、欧州知的財産ニュース 2009年3～4月号 (Vol.31) 第6～7頁参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_031.pdf

(以上)